

改正案	現行
<p>（振替株式の併合により端数が生ずる場合の措置及び指示） 第三十条 法第百三十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第百三十五条第三項に規定する保有欄等をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。</p> <p>一 法第百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この章において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている法第百三十六条第一項第一号の振替株式の数（法第百五十一条第二項第一号の申出（以下「特別株主申出」という。）がされた振替株式については、同号に規定する特別株主（以下単に「特別株主」という。）ことの数とし、買取口座（法第百五十五条第一項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。）に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。）に減少比率（法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少</p>	<p>（振替株式の併合により端数が生ずる場合の措置及び指示） 第三十条 法第百三十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第百三十五条第三項に規定する保有欄等をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。</p> <p>一 法第百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この章において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている法第百三十六条第一項第一号の振替株式の数（法第百五十一条第二項第一号の申出（以下「特別株主申出」という。）がされた振替株式については、同号に規定する特別株主（以下単に「特別株主」という。）ことの数）に減少比率（法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録</p>

の記載又は記録

二丁七 (略)

2 (略)

(振替株式の分割により端数が生ずる場合の措置及び指示)

第三十一条 法第三百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

- 一 法第三百三十七条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替株式の数(特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数とし、買取口座に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。)に増加比率(法第百三十七条第一項第二号に規定する増加比率をいう。次号において同じ。)を乗じた数(その数に一に満たない端数(第四号において「保有欄端数」という。)があるときは、これを切り捨てるものとする。)(についての増加の記載又は記録

二丁七 (略)

2 (略)

(合併等により他の銘柄の振替株式が交付される際に端数が生ずる場合の措置及び指示)

二丁七 (略)

2 (略)

(振替株式の分割により端数が生ずる場合の措置及び指示)

第三十一条 法第三百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

- 一 法第三百三十七条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替株式の数(特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数)に増加比率(同項第二号に規定する増加比率をいう。次号において同じ。)を乗じた数(その数に一に満たない端数(第四号において「保有欄端数」という。)があるときは、これを切り捨てるものとする。)(についての増加の記載又は記録

二丁七 (略)

2 (略)

(合併等により他の銘柄の振替株式が交付される際に端数が生ずる場合の措置及び指示)

第三十二条 法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

- 一 法第百三十八条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第二号の振替株式の数（特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数とし、買取口座に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主ごとの数とする。）に割当比率（法第百三十八条第一項第三号に規定する割当比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替株式（以下この項において「存続会社等振替株式」という。）についての増加の記載又は記録

二 丁八（略）

2（略）

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第六十条 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十六条第五項に規定す

第三十二条 法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

- 一 法第百三十八条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第二号の振替株式の数（特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数）に割当比率（同項第三号に規定する割当比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替株式（以下この項において「存続会社等振替株式」という。）についての増加の記載又は記録

二 丁八（略）

2（略）

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第六十条 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十六条第五項に規定す

る政令で定める記載又は記録について、第三十条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十六条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十一条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十一条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十七条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十二条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条第十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十条第一項第一号	振替株式の数	振替投資口の口数
------------	--------	----------

る政令で定める記載又は記録について、第三十条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十六条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十一条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十一条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十七条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十二条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条第十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十条第一項第一号	振替株式の数	振替投資口の口数
------------	--------	----------

第三十条第一項第 二号		第三十条第一項第 二号									
された数	振替株式の数	振替株式の数	その数	乗じた数	ごとの数	その数	乗じた数	ごとの数	特別株主「	規定する特別株主	特別株主申出
された口数	振替投資口の口数	振替投資口の口数	その口数	乗じた口数	ごとの口数	その口数	乗じた口数	ごとの口数	特別投資主「	規定する特別投資主	特別投資主申出

第三十条第一項第 二号		第三十条第一項第 二号									
された数	振替株式の数	振替株式の数	その数	乗じた数	ごとの数	その数	乗じた数	ごとの数	特別株主「	規定する特別株主	特別株主申出
された口数	振替投資口の口数	振替投資口の口数	その口数	乗じた口数	ごとの口数	その口数	乗じた口数	ごとの口数	特別投資主「	規定する特別投資主	特別投資主申出

第三十一条第一項 第二号			第三十一条第一項 第二号						第三十条第一項第 四号
その数	乗じた数	ごとの数	その数	乗じた数	振替株式の株主こと の数	特別株主ごとの数	特別株主申出	振替株式の数	特別株主
その口数	乗じた口数	ごとの口数	その口数	乗じた口数	振替投資口の投資主 ごとの口数	特別投資主ごとの口 数	特別投資主申出	振替投資口の口数	特別投資主

第三十一条第一項 第二号			第三十一条第一項 第二号						第三十条第一項第 四号
その数	乗じた数	ごとの数	その数	乗じた数		特別株主ごとの数	特別株主申出	振替株式の数	特別株主
その口数	乗じた口数	ごとの口数	その口数	乗じた口数		特別投資主ごとの口 数	特別投資主申出	振替投資口の口数	特別投資主

		第三十二条第一項 第一号				第三十一条第一項 第四号		第三十一条第一項 第三号	
その数	乗じた数	振替株式の株主こと の数	特別株主ことの数	特別株主申出	振替株式の数	特別株主	された数	振替株式の数	振替株式の数
その口数	乗じた口数	振替投資口の投資主 こと口数	特別投資主こと口 数	特別投資主申出	振替投資口の口数	特別投資主	された口数	振替投資口の口数	振替投資口の口数

		第三十二条第一項 第一号				第三十一条第一項 第四号		第三十一条第一項 第三号	
その数	乗じた数		特別株主ことの数	特別株主申出	振替株式の数	特別株主	された数	振替株式の数	振替株式の数
その口数	乗じた口数		特別投資主こと口 数	特別投資主申出	振替投資口の口数	特別投資主	された口数	振替投資口の口数	振替投資口の口数

第四号 第三十二条第一項	第三十二条第一項 第二号		第二号					第三十二条第一項	存続会社等振替株式
	特別株主	された数	存続会社等振替株式 の数	存続会社等振替株式 の数	に	その数	乗じた数	ごとの数	存続会社等振替株式
特別投資主	された口数	存続投資法人振替投 資口の口数	存続投資法人振替投 資口の口数	存続投資法人振替投 資口に	その口数	乗じた口数	ごとの口数	存続投資法人振替投 資口	

第四号 第三十二条第一項	第三十二条第一項 第二号		第二号					第三十二条第一項	存続会社等振替株式
	特別株主	された数	存続会社等振替株式 の数	存続会社等振替株式 の数	に	その数	乗じた数	ごとの数	存続会社等振替株式
特別投資主	された口数	存続投資法人振替投 資口の口数	存続投資法人振替投 資口の口数	存続投資法人振替投 資口に	その口数	乗じた口数	ごとの口数	存続投資法人振替投 資口	

第三十二条第一項 第五号から第七号 まで	存続会社等振替株式	存続投資法人振替投 資口
第三十三条第二項 第二号及び第三十 六条第二項第二号	及び数	及び口数

(保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却により端数が生ずる場合の措置及び指示)

第六十五条 法第二百四十二条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

一 法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この項において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている振替優先出資（法第二百三十四条第一項に規定する振替優先

第三十二条第一項 第五号から第七号 まで	存続会社等振替株式	存続投資法人振替投 資口
第三十三条第二項 第二号及び第三十 六条第二項第二号	及び数	及び口数

(保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却により端数が生ずる場合の措置及び指示)

第六十五条 法第二百四十二条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

一 法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十六条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この項において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている振替優先出資（法第二百三十四条第一項に規定する振替優先

出資をいう。以下この項において同じ。()の口数(法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号の申出がされた振替優先出資については、同号に規定する特別優先出資社員ごとの口数とし、買取口座(法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十五条第一項に規定する買取口座をいう。)に記載又は記録がされている振替優先出資のうちその買取りの効力が生じていないものについては、法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十五条第三項の申請をした振替優先出資の優先出資社員ごとの数とする。)に減少比率(法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。)を乗じた口数(その口数に一に満たない端数(第四号において「保有欄端数」という。)があるときは、これを切り上げるものとする。)についての減少の記載又は記録

2
(略)

二七七 (略)

出資をいう。以下この項において同じ。()の口数(法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号の申出がされた振替優先出資については、同号に規定する特別優先出資社員ごとの口数)に減少比率(法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。)を乗じた口数(その口数に一に満たない端数(第四号において「保有欄端数」という。)があるときは、これを切り上げるものとする。)についての減少の記載又は記録

2
(略)

二七七 (略)